

行政側の問題意識及び必要と考えられる検討事項

1. 行政の考える問題点

- ・放射性輸送物の取り扱いについて、全く知識のない事業者が輸送を行っていたこと。
- ・個々の事業者の末端の営業所において放射性同位元素等の輸送に係る法令遵守が徹底されていない事例が見受けられたこと。
- ・荷主との間で運送契約を結んだ利用運送事業者が、委託先の実運送事業者の放射性同位元素等の輸送に関する体制・能力を十分に把握していなかったこと。
- ・放射性輸送物が輸送の全経路において、確実に受け渡され、かつ、追跡、捕捉できる体制が整っていないこと。

2. 検討事項

○確実な輸送方法

- ・適切な能力を有する事業者に対してのみ運搬委託が行われるために必要な方策は何か。（その際には、荷主、利用運送事業者の関与のあり方についても併せて検討。）
- ・放射性同位元素等の運搬事業者を明確になるようにしておく必要はないのか。

○輸送をする者のコンプライアンスの徹底

- ・末端の営業所においても放射性同位元素等の輸送に係る法令遵守が徹底されるためには、事業者の社内体制はどうあるべきか。

○輸送物の所在確認方法

- ・確実な引き渡し体制、システム等のあり方はどうあるべきか。
- ・適切な所在確認方法のあり方はどうあるべきか。

○その他

- ・L型輸送物が紛失したことによる公衆への危険性はどの程度か。
- ・紛失時の関係者のとるべき対応はどうあるべきか。